

沖縄県における中小企業者のための 官公需確保対策について



令和6年8月21日（水）

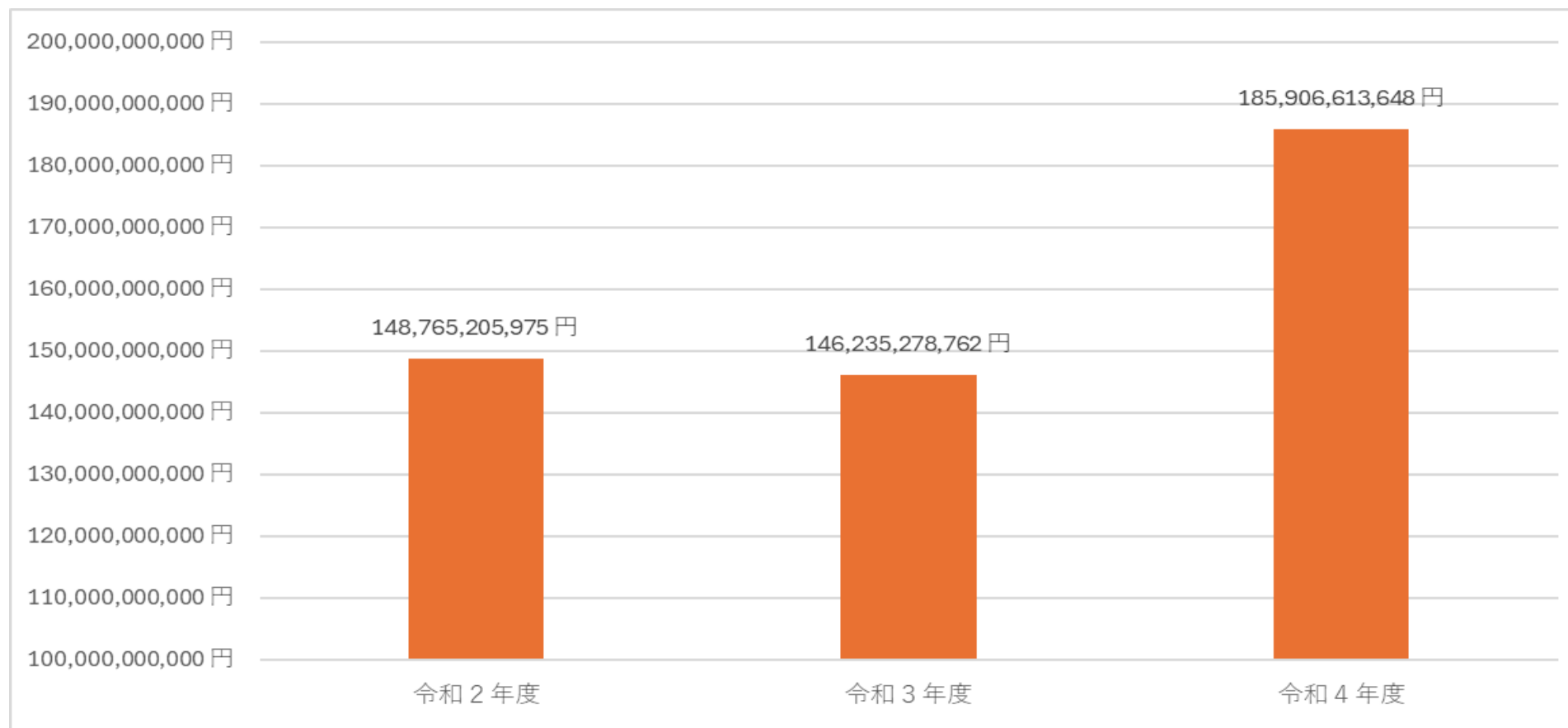
沖縄県商工労働部中小企業支援課

1. 沖縄県における官公需契約実績額

○令和4年度官公需契約実績

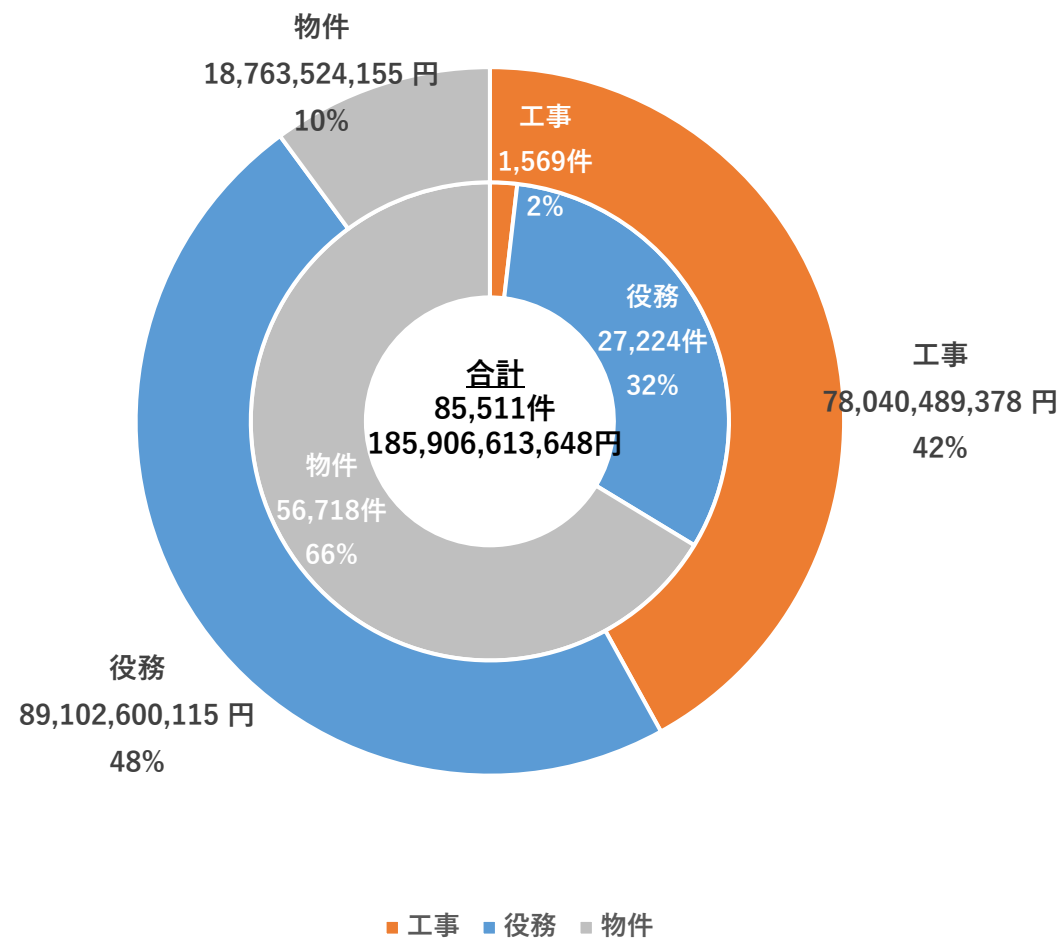
- (1) 契約総額：185,906,613,648円
- (2) うち中小企業契約額：161,500,815,021円（86.9％）
- (3) 新規中小企業者向け契約実績：951,228,029円(0.51％)

令和 2 年度～令和 4 年度 官公需契約実績額

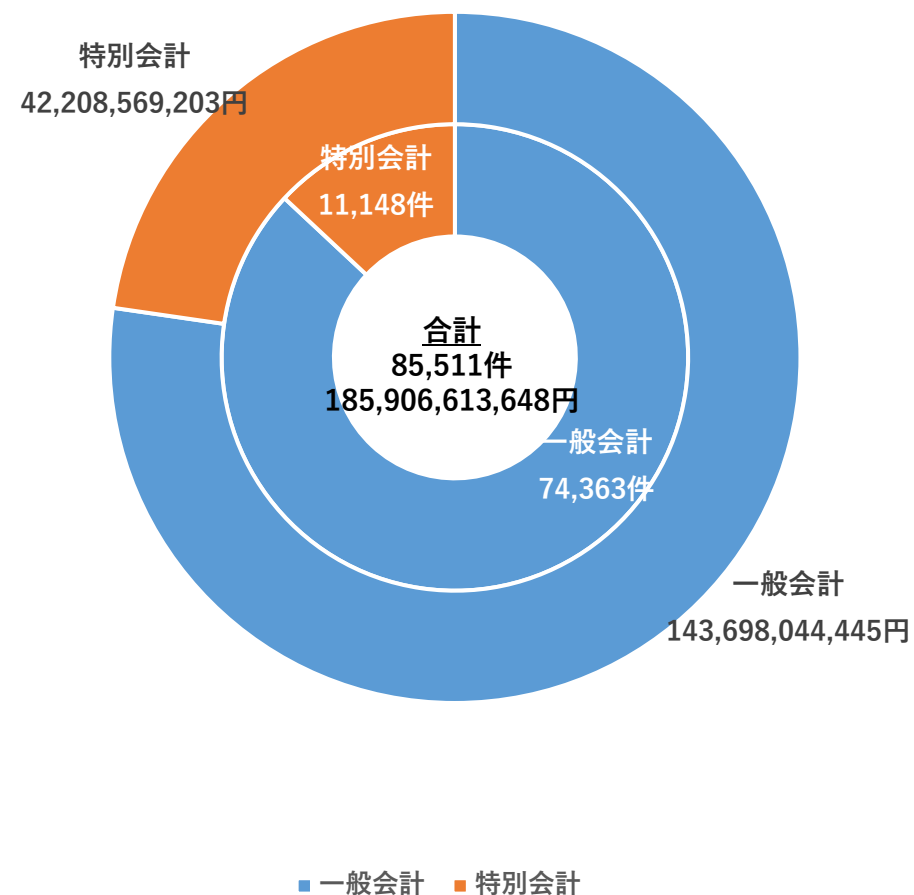


令和4年度 官公需実績額等調査結果について

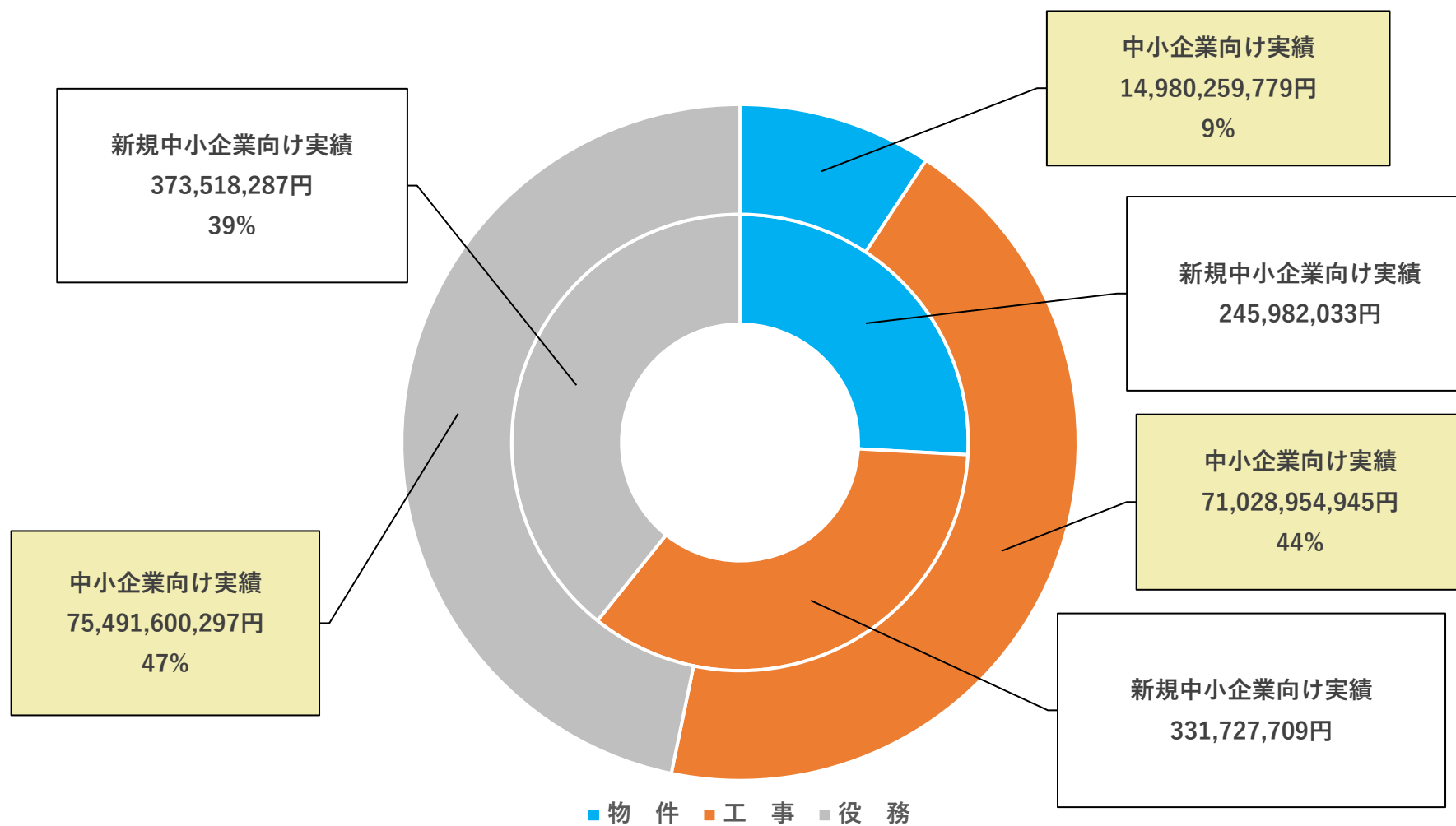
工事・役務・物件
金額・件数別



一般会計・特別会計
金額・件数別



中小企業、小規模・新規中小企業向け契約実績



2. 沖縄県における官公需適格組合の活用について

- 沖縄県における建設工事入札参加資格審査において、官公需適格組合の総合点数の算定方法等に関する特例（点数の上乗せ）措置

（土木建築部）

【特例措置の概要】

（１）経営事項審査の点数（客観点数）

①完工高 ②技術職員数及び元請完工高 ③自己資本額及び利益額

⇒組合分に各構成員の和を加えた合計値として算定

④経営状況点数 ⑤社会性

⇒組合分に各構成員の平均値を加えた合計値として算定

（２）県独自評価点数

組合のみ（構成員は除く）の実績及び状況について評価

3. 沖縄県における官公需施策について①

① 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

県庁内の全部局及び各市町村に対し、毎年「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の閣議決定後、県内中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請を行っています。

② 災害協定を締結する石油組合等に対する配慮について

昨年度に引き続き、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の閣議決定後、財政当局から県庁内の全部局及び各市町村に対し、災害協定を締結する石油組合等に係る受注機会の増大に努めるよう要請を行っております。

③ 官公需契約及び官公需適格組合に関する周知について

令和2年度に官公需契約に関するリーフレット（事業者向け）及び官公需適格組合制度に関するチラシ（各市町村向け）を作成し、周知を図っています。

3. 沖縄県における官公需施策について②

④「沖縄県の契約に関する取組方針」について

沖縄県では、「沖縄県の契約に関する条例」に基づく取組方針を定め、県庁全体で県内中小企業の受注機会の確保に努めています。

⑤「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」について

県が発注する業務全般について、県内企業の受注機会の確保に努めるとともに、国や市町村、県内企業等に対する県内企業の活用の要請など、官民一体となって県内企業への優先発注及び県産品の優先使用を推進しています。

(抜粋)

沖縄県の契約に関する取組方針

平成 31 年 3 月 27 日策定
令和 6 年 2 月 7 日改定

沖 縄 県

3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（第 6 条第 2 項第 3 号）

基本理念 2	事業者等の適正な利益の確保
--------	---------------

(1)県内中小企業の受注機会の確保

【共通】

- 78 「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の促進を図る。
- 79 県内企業では対応できない場合又は県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、県内企業へ優先的に発注するよう努める。
- 80 県の発注部局における県内企業への発注実績及び県産品の使用実績を年度毎に取りまとめ、県産品優先使用等連絡会議で検討を行い、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の効果的運用に努める。
- 81 県機関及び市町村に対し、官公需適格組合の活用等の中小企業者の受注機会の増大のための取組推進を呼びかける。

【工事請負契約】

- 46 （再掲）建設工事の競争入札参加資格審査において、主要5工種（土木、建築、電気、管、舗装）については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、経営事項審査の審査項目及び事業者の工事成績、資格者等の雇用、企業表彰等を評価し、等級を設定する。
- 82 同時期に分離分割発注する工事においては、取り分けを設定する。
- 83 入札において、競争が確保されない場合を除き、契約の内容に応じて地域要件を設定する。
- 84 一定の発注金額以上の工事については、構成員の技術向上を図るため、県内中小企業等を構成員に加えた特定JVへの発注方式を採用する。
- 85 入札において、工事規模や難易度に応じて参加資格要件を設定する。
- 86 総合評価一般競争入札において、地域内での拠点、近隣地域での施工実績、県内企業の下請活用を評価する。
- 87 総合評価一般競争入札において、国や地方自治体との災害協定締結等の地域貢献を評価する。

県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針（抜粋）

1. 県内企業への優先発注

(1) 取組方針 県が発注する業務について、県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、県内企業へ優先的に発注する。また、県発注業務を受注した業者に対し、下請や外注業者等の選定にあたっては、県内企業を優先的に選定するよう要請する。

(2) 県内企業の定義

①公共工事：県内に主たる営業所を有する事業者 ②公共工事以外：県内に本店、支店又は営業所を有する事業者

(3) 具体的取組

①公共工事への県内企業への優先発注

県が発注する公共工事については、県内企業に対して優先的に発注する。技術的問題等で県内企業だけで対応できない場合においても、共同企業体を組ませ可能な限り県内企業へ発注するほか、県内中小企業者の受注機会の確保に配慮するものとする。

②親事業者及び総合建設業者に対する県内業者への優先発注の要請

総合建設業者と下請中小企業振興法に基づく親事業者に対して、下請け等の発注に当たって、可能な限り県内企業を優先的に選定するよう要請する。

③民間工事関係

病院、企業等の民間工事発注者に対し、工事の発注に際しては県内企業を優先的に選定するよう要請する。

④公共工事以外の分野における県内企業への優先発注

県が発注する業務について、県内に本店を有する事業者では対応できない場合、または県内に本店を有する事業者のみでは競争性が確保できない場合を除き、ア、イ、の順で選定する。 ア. 県内に本店を有する事業者 イ. 県内に支店又は営業所を有する事業者

2. 県産品の優先使用

(1) 取組方針 県で使用する物品について、規格、品質、価格等が適正な県産品がある場合は、入札等に係る関係法令等に従いながら、これを優先して使用する。また、県発注業務を受注した業者に対し、必要な物品等を調達する場合も、規格、品質、価格等が適正である県産品がある場合は、これを優先的に選定するよう要請する。

(2) 県産品の定義 県産品とは、「県内において製造・加工される製品」である。製造・加工とは、すなわち付加価値を付けることであり、材料に何らかの加工を加えることが前提となる。また、移輸入等により持ち込まれた材料を単に箱詰めした製品は該当しない。

(3) 官公需対策

①公共工事の特記仕様書に明記された「適格な県産建設資材の優先使用」の徹底

県が発注する公共工事においては、特記仕様書の中で「本工事に使用する資材等の内、沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用する」旨明記しており、公共工事を発注する各部局は、工事契約者に対し、適格な県産建設資材の優先使用を指導する。このため、鉄筋、セメント、アルミ型材等主要建設資材については、竣工届けに県産建設資材使用状況報告書を添付することを義務づけ効果をチェックする。また、県産建設資材の使用比率が低い場合には県産建設資材の優先使用の徹底が図られるよう、工事契約者に対し積極的な指導を行うものとする。

②庁用物品の県産品優先使用

学校、病院、福祉施設等の給食材料及び各部局で使用するちり紙、作業服等庁用物品の調達に当たっては、入札等に係る関係法令等に従いながら、県産品を優先して使用することとする。

(4) 民需対策

①建設事業関係者に対する県産建設資材の優先使用要請

建設事業関係者に対し、建設資材を使用するに当たっては、公共工事、民間工事を問わず県産建設資材を優先的に選定するよう要請する。

②観光関係団体、大型店舗、ホテル等に対する要請

観光関係団体、大型店舗、ホテル等に対し、必要な物品について、規格、品質、価格等が適正である場合は、県産品を優先的に選定するよう要請する。

(5) 県産品使用奨励キャンペーン

①県産品奨励月間の設定／7月1日～7月31日の期間を県産品奨励月間として設定して、当該期間中に各種の関連事業及び県産品奨励キャンペーンを集中して実施する。

②産業まつりの開催／産業振興の担い手である生産者の生産意欲の高揚と県民の県産品に対する意識の啓発及び観光資源の県内外への紹介を図り、本県産業の振興に資するため産業まつりを開催する。

③優良県産品奨励制度の実施／県産品の品質向上、販路の開拓を図るため、優良県産品奨励制度を実施する。

④物産展等の開催／県内外において、物産展等を開催して、県産品の積極的なアピールに努める。

3. 大型プロジェクト建設工事における県内企業への優先発注及び県産品の優先使用

県内で実施される各種大型プロジェクト建設工事については、「大型プロジェクト建設工事発注方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の効果的な推進を図る。

4. 推進体制の強化

(1) 県産品及び役務の質の向上、供給体制の確保

「県内企業への優先発注、県産品の優先使用」施策を推進するためには、事業者は、消費者ニーズに対応した良質、低廉価格の製品開発や役務の提供に努めるとともに、製品や役務の安定供給を確保する必要があるので、県はその体制整備について業界に適切な助言を行うよう努める。

(2) 県産品優先使用等連絡会議による推進体制の強化

本方針に基づく具体的な取り組みについて、県産品優先使用等連絡会議で協議検討を行い、施策の円滑な推進を図る。

(3) 県発注業務における実績等の把握とその推進

県の発注部局においては、発注契約及び県産品の使用実績を取りまとめ、年度毎に報告することとし、実績報告を踏まえて県産品優先使用等連絡会議で検討を行い、県内企業への優先発注と県産品の優先使用の効果的運用に努める。なお、県産品の使用実績について、公共工事の場合は、主要建設資材の使用実績を取りまとめることとする。

5. 国の出先機関、市町村、県の外郭団体、経済団体等に対する要請と連携強化

本方針の実効を期するためには、国の出先機関、市町村、県の外郭団体、経済団体等が本方針の趣旨を十分理解し、県内企業への優先発注、県産品の優先使用を積極的に推進することが肝要である。従って、各機関に対し、本方針に準じた対策を積極的に行うよう要請するとともに、各機関との連携を密にし、その実態の掌握に努め、効果的な推進を図る。

この基本方針は平成30年4月1日から施行する。